
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

令和3年12月13日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和3年12月13日 午前9時00分開議

- 日程第 1 議案第 45 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 46 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 47 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 48 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第8回) について
- 日程第 5 議案第 49 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第2回) について
- 日程第 6 議案第 50 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2回) について
- 日程第 7 議案第 51 号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 8 議案第 52 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第 53 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 10 議案第 54 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 11 議案第 55 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 12 議案第 56 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 13 議案第 57 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 14 議案第 58 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 45 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 46 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 47 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 48 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第8回) について
- 日程第 5 議案第 49 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第2回）について

- 日程第 6 議案第 50 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 7 議案第 51 号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 8 議案第 52 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第 53 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 10 議案第 54 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 11 議案第 55 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 12 議案第 56 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 13 議案第 57 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第 14 議案第 58 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 井 藤 稔
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 山 路 有

欠席議員

（ な し ）

欠 員

（ な し ）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	西 珠 生		

午前 9 時 00 分開議

○議長（山路 有君） みなさん、おはようございます。令和 3 年 12 月第 4 回定例会、本会議 3 日目を開会します。ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日は議案質疑となります。議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 45 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、議案第 45 号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。44 人を 45 人にするというところでございますけれども、現在、南部箕蚊屋の広域連合には職員は派遣にはなってはおりませんでしょうか。今後、4 年度で高齢者の組合の方へ派遣になる予定だということの説明がございました。見てみますと、説明でもありましたけれども休職者もあるということでしたし、たいへんだなあっていうことは思っていますけれども、今年試験を受けられて 4 年度採用予定者が 1 名になっておりますね。2 名合格なのかなと思ったら、最終的には 1 名になっていましたけれども、その人は一般職、後ですけれども、その方は 4 月一応採用予定、事務職で採用予定ということだと思いますけれども、この 1 名今増やすって、増員をするっていうところについては、土木技師、技師を求めるという説明でした。これは 4 年度の採用の間において、まあ 1 年間の中において試験があればして、採用していくってことで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。まず、南部箕蚊屋広域連合には、ずっと1名派遣は続けております。それから後期高齢者医療広域連合には、令和4年度から町村の輪番制ということになっておりますけれども、そちらで日吉津村が当番ということで1名派遣をする予定になっております。

それから土木技師の方につきましては、今年度試験をしまして、来年度から一応採用予定というようになっております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） じゃあ、来年度は2人が職員ができるということでしょうか。その中で、多分会計年度職員さんを採用はされてくると思いますけれども、1名の増員でいいのかなっていうこと。全体を見た場合に、それを感じましたけれども、技師っていうこと、一般事務っていうことで書いてありましたね。ホームページに出ていましたけれども、この方は技師で採用をされるっていうことなんですね。1名の採用だけでいいっていうことで解釈をしておられるということですね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。技師は今回のホームページとは別に、もっと以前に採用予定ということで載せておりますので、今回の1名とはまた別の方です。ですので、2名、今のところは新規の採用予定ということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） それだったら理解しますけれども、全協でしたかね、説明を求めた時に、以前に採用の決定をされた方があったけれども、その方については採用はされないんですねって言ったら、その人期限が切れたんですねっていったら、何かそういうふうに答えられたようにわたしは受けましたので、それからなんですねけれども、その人、じゃあ、途中で採用ができなかったということなんですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。わたしがお答えしたのは昨年度からの有資格者の方がなかったということございまして、土木技師は早い段階で、採用が別々にありますので、試験が、その時点で土木技師と、そして今回は一般職という形になります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田です。ちょっとこれ確認と、教えていただきたいんですが、事務部局のいろんな部局があると思うんですが、その部局名とその部局に含まれる担当課、これちょっと教えていただきたいなと思うこととですね。この提案資料にありました村長部局に1名増やすということは、確認なんですけど定数は51名で間違いないんでしょうか。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員の質問にお答えします。まず、部局なんですけど、日吉津村職員定数条例で分けてありますが、村長の事務部局、それから議会の事務部局、教育委員会の事務部局、農業委員会の事務部局になっております。

それで、実際にある課といいますのが、村長の事務部局でいえば総務課、総合政策課、福祉保健課、住民課、建設産業課、出納室、保育所、課としてはそのような課になります。後、議会は議会でございますし、教育委員会は教育委員会、それから農業委員会というのは建設産業課の中に一応兼務ではっておりますので、そちらの中にはいっているということになります。

それから総数につきましては、51ということになります。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今回定数を増やして対応をするということは提案されていますが、以前には定数に対して8掛けとかですね、ようするに国の方が削減を求めてきて、交付税とか特公に影響があるぞというふうなことの、そういう国からの指導が結構強くあったと思うんですが、現在はそういったことはなくて定数満杯の職員配置で、特に国や県から定数管理についての指摘とかっていうのはないのかどうなのかってということが1点ですね。

それからですね、まあまた一方で行政需要がどんどん広がる中で、率直に言えば定数内の職員もかなりいろんな仕事を持って大変だと思うんですが、たとえば村長から見て日吉津村の職員体制をみて、このあたりを本当はもう少し強化したいというふうなことがあれば、その辺の感想になるかも知れませんが、前職と比べてどうだというようなそういう、今感じておられる点をご披露いただくといいなというふうに思います。2点ですね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。すみません、その前にですが、先ほど松田議員のご質問で総数が51ということで申し上げました。すみません、52が正しいです

ので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それで前田議員のご質問なのですが、以前平成の20年ぐらいですけれども国の方から行財政改革ということで、職員定数の削減というようなことがございました。その時に本村も適正化計画というのを作りまして、定数の削減を努めました。

その時は国の方から、例えば交付税に影響があるよというようなこともあったんではあります。現在はそういったことはありません。その中で、自分の組織の中で適正人数を出していくというやり方で進めております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。職員の体制についてどう感じているかということでございます。他の自治体等ではわりと、定数と実人員数に割と差があったりするところもあるのかなというふうに思ってますけれども、日吉津村は定数と実数のところが差がないところで運営をさせていただいているところでございまして、この度、諸事情重なる中で定数の増ということをお願いをしているものでございます。

非常に提案の方でも申し上げておりますけれども、この業務が多様化であったり、非常に複雑化、高度化をしている中で、それぞれの職員が、非常に多くの仕事を抱えてよくやってくれているなというふうに感じています。

また、会計年度任用職員の制度も始まっておりまして、この会計年度の職員の皆さんにおいても、非常に責任感を強く持つ中で、しっかりと職務をさせていただいているなというふうに感じているところでございます。今後業務の一定の効率化等も図りながら、この適正な業務管理をしながら定数についても引き続き検討をしていく必要があるというふうに感じています。以上です。

(9時12分 9番加藤議員入室)

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。少しだけちょっとお聞かせ願えたらと思います。

先ほどから定数の問題とか、あるいはその過去の行革の問題なんかの絡み、説明されたわけですが、よく言われるようにいわゆる条例定数ということをやお言いますけれども、ようは日吉津村の職員の数には条例によって規定されとるんだと、それ以外はバリアは外にはないという解釈でいいんでしょうか。いう点が1点ですね。ですから議会で条例が通ればいいという、もうそれだけでいけるんだらうかということでもあります。

それから最近ちゅうか、少し前からですけれども、アウトソーシングということを行いますよね、アウトソーシングということで、今回専門職員の方を採用されると、前任者というかどうか分かりませんが、現体制で高齢になられたんだからと、後任が必要だからという全協の説明があったと思うんですけれども、先ほど申しましたように、それは外からのいわゆるアウトソーシングという形、考え方に基づいて持ってくればいいんじゃないか、そういうのを利用すればいいんじゃないかということを、一方では言われる方もあるわけですよ。少し前ですと、たしかに専門職を雇うけれども、専門職ばかりさせるわけじゃないから、一般職員でいわゆる事務職で採用して、それを中で、何ていいますか、専門的な仕事にも対応できるような人に作り上げたかどうかというようなことを、以前は言われよったことがあったんですけれども、このあたりの考え方について少し伺いたい。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の質問にお答えいたします。まず、定数のことですが、現状では特に国からの指示というものはございませんので、条例改正すればそれで進めるというふうに理解しております。ただ、県等のヒヤリングもありましたり、類似団体との比較といった数字は出てきますので、そこはやはり考慮しながら定数を決めていく必要はあるかなというふうには思っております。

ただ、蛇足になりますが、その類似団体との比較という意味でいえば、日吉津村が入っている団体、職員定数はだいたい79というような数字が出ております。ただ、これは会計年度任用職員が入っていないので、そのバランスによっては違って来る、一概にこれだけの数字で少ないとか多いとかということはいえませんが、そういった数字が出ておりますので、参考にさせていただければというふうに思っております。

それとアウトソーシングということで、必要な観点かなとは思いますが、何がアウトソーシングできるのか、やはりそれで事足りればいいんですけれども、やはり日吉津の中にしっかり職員を育てていくことによって、議員がおっしゃいましたように専門職部分だけではなくて、いろんな、まあ今でも事務的な仕事も専門職の方にしていただいております。そういった人を育てるという観点に立って、今回の専門職を採用させていただいたということで、アウトソーシングといのは大切な観点かなというふうには思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） わかりました。あの、現村長はなかなか、いわゆるアウトソーシ

ング的な観点でいろいろ事業なんか組まれるについても積極的に導入されとるなあという感じ、わたし受けておりますのでそういう点ではいいんじゃないかなという気がしますけれども、あの、万が一のことがありますし、以前もちょっとお聞きしたんですけれども、例えばこれはいわゆる専門職員と事務系の一般職員と、この間の給与体系というのは村の場合はどうなんでしょうか。同じなんでしょうか。これ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の質問にお答えします。同じ給与表を使っておりますので、いっしょでございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 3回目でございますんで最後ですけれども、以前も一回話したことがあるんですけれども、この給与体系がいっしょだということですので、かなり自由にできるんじゃないだろうかなという気がするわけですけれども、一般職員と専門職員の間での転任というのは可能なんでしょうか。あの、いわゆる今回も専門職員、一般試験で採用するというところをおっしゃっていたと思いますけれども、全員協議会の中です。このあたりは転任は可能なんでしょうか。あるいはまったくだめなんだということなんでしょうか。これ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の質問にお答えします。土木技師が一般職になるということですか。あくまで、土木技師で採用をしておりますので、基本的には転任というのは考えてはおりません。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。この定数の条例についてなんですけれども、わたし先般一般質問でさせていただいた時に、この職員数の数の整合性のことを指摘をさせていただいて、それでまあ総務課長より所属別職員人数ということの表を、ここに配布いただいたということで確認をしました。そのおりに、この補正予算書にもありますとおり、職員数の表があるんですが、そこの部分との整合がないよということで確認をしていただいたところ、要するに一般会計の部分、それとは別に下水道会計は別っこともんですから、そこには人数がここには計上されていないところで、齟齬が生じているということの確認はしました。

それでさきほど、松田議員の方に答弁をされた経緯なんですけれども、52名ということをおっしゃられたように記憶しておりますが、しかしながらこの令和3年11月1日現在の職員数でいただいたこの表の中では、50になっておるんですよね。これは育休、それから南部広域に1名ということで、まあこの4名を足して46カッコの50ということで、50名ということじゃないかなというふうに理解をするんですが、そうしますと、先ほどの2名というのがちょっとどういうことかがわからないといいますか、それもちょうとクエッションかなと思ったもので、そこをちょっとはっきりとお願いをしたいと、それともう1点は、基本的に今、日吉津村の役場の職員さんで、技師という方は何名おられるのかを教えてください。以上、2点です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問にお答えします。まずわたくしが52名と申し上げましたのは、条例上の定数の合計数でございます。それが村長部局が44、議会が2、教育委員会が5、農業委員会が1ということで合計数か52ということでございます。

それで、先日本配りしました資料は、合計数50ということで、これは実際におられる職員数ということです。条例と定数と比較しますと、議会の方が1名ということで1少ない。それから教育委員会の方が5が実際は4ということで1少ないということで、50名ということになるかと思っております。以上です。（「技師」と呼ぶ者あり）技師の方は現在2名いらっしゃいます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。はい、わかりました。ということは、要するに52というのは一応定数の数が52であって、実質数はそれより少ないですよということで理解はしました。それと技師は現在2名おられるということで、今回それで技師を追加しようと思えば合計、村庁舎の中には3名の技師が次年度からはおられると、ということで理解をすればいいのかなということでよろしいですかね。

それと、もう一つ確認です。前回の中でもだったのは、要するにこの正規職員というのの枠の中に、外部から現在は派遣職員が1名おられますね。この方の数字というのは、この正規職員の範疇の中に含まれるということで理解をしてよろしいんですか。以上。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。この50という数字の中には入っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。最後になりますが、今包含しているというところで、正規職員の中には派遣職員の数もはいつていると、それと技師については次年度からは3名になるということがはっきりわかったわけであります。それとこの派遣職員の要は給与体系についてなんですが、これは先般も明らかになったことは、あくまでも派遣先に負担金で支払いをされている。

それでまあ、その負担金だろうがなんでもいいんですけども、しかしながら職員の階級別ですね。そこは派遣先の元職におられた報酬体系をベースにされるのか。日吉津村が受け入れた段階で、その某級なりあれがありますから、それでどこにそれを充てて、その方に対する給与体系を決定をされておられるのか。そこがわたしちょっとわからないです。相手先の派遣先なのか、それとも受ける側の自由度によってその報酬体系を決定されるのか、そこですね、これ大きく1級から6級まであって、それから某級がこれあるわけですけども、そこがわからないんです。そこを一度お聞きしたいなと思っております。これで3回目が終わっちゃいますので、その辺は丁寧わかるように説明いただけませんか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問お答えします。給与体系につきましては、派遣元の体系にのっとったもので、日吉津村の方から負担金ということでお支払いしているということでございます。手当等につきましては、本給以外のところにつきましては、日吉津村の体制に合わせるというところもございますけれども、そういうような形で支出をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第2 議案第46号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第46号日吉津村国民健康保険税条例の一部をを改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。今回の条例改正は、未就学児童についての均等割を半額にしていくということですけども、その他にそれをしていく中で減額割合という世帯

があつて、それに対しても該当していつて、皆さんが1万2,500円ということではなくて、もう少し多くなる方もあるということなんですけれども、これの5ページですね、あの3項が加わっていますね、これは新しく減額によって加わったところなんですけれども、はじめこれを読んでもなかなかわからなくて、していたんですけれども、ちょっとここ、みなさんに簡単にわかるように説明していただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。5ページ、第3項の追加下線がある部分でございます。議員がおっしゃいましたとおり、6歳未満の方まあ未就学児という言い方をしておりますけれども、その方に対しての均等割りを5割軽減するということでの条文でありまして、1号はそれに係る基礎課税額の均等割りの金額を示さして頂いております。

2号では後期高齢者分ということでございますけれども、これは基本的には改正は未就学児の均等割りを2分の1、5割軽減するということでございますけれども、その前に各国保の制度で7割軽減、5割軽減、2割軽減の制度がございます。その軽減が該当になる世帯の方の未就学児さんにつきましては、まず、その軽減をしたのちに2分の1の額を軽減するということでございますので、たとえば6ページの最初にアということで、3750円とか規定をしております。

これは7割軽減の世帯の方で、通常が2万5,000円が均等割り額になるんですけれども、7割軽減の方は1万7,500円という金額が軽減の額になります。その差は7,500円でございますので、その2分の1を軽減するということで3,750円という金額が出てまいります。

以下の方イの方は5割軽減、ウの方は2割軽減ということで、エの方は軽減のない世帯ということで、ベースが2万5,000円からそれぞれの軽減が該当になる方は、軽減をされてその後の2分の1減額するということでの金額を設けているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） なんか条項で書いてあるので、なかなかわかりにくいなって思っただんですけれども、国の方からの条文なので、ここ簡単に負担金いくらになりますなんて書き方はできないのかなっていうふうには受け取りましたけれども、これ計算はされてみましたでしょうか。だいたいどれくらいになるかってことをお聞きしてもよろしいでしょうか。全体でですけれども、これ7割がどれくらい、5割がどれくらいってことはわかりますか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。該当者の把握はちょっとしておりま

せんで、今のところまだ計算はしておりません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ないようですから質疑を終わります。

日程第3 議案第47号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第47号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第4 議案第48号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第48号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田ですけれども、最初にですね、地方債の関係なんです、地方債の補正で日野川右岸堤線舗装事業か、これについてちょっと、この辺のところを説明をお願いしたいということと、11ページなんです、これ路線バスの関係とうなばら荘の関係があるんですが、最初の路線バスの関係でですね、220万9,000円が確定したよということなんです、これ以前も聞いたことがあるんですけれども、これはお客さんの乗車率によって、この負担金というのが決まるんでしょうか。

それからこれ負担金は昨年と比べて、増えたんでしょうか、減ったんでしょうか。ちょっとその辺をお願いします。

それから、うなばら荘の補助金なんです、3,000万でまあ、これはこれでなんです、結構これ、累計すると2億も超えた金額なんで、考えてみますと村民の貴重な税金を賄って2億以上出しておるという中で、ちょっと一つお願いなんです、うなばら荘が3月31日で営業がなくなっちゃうんで、それに対して日吉津村の村民の方に何か還元するような、例えば割引券を配るとか

なんとかそういうのを考えてもらえないかなということで、あつたら教えていただきたいなという事です。

それから17ページ、住宅管理費、これ施設修繕料が78万6,000円ありますが、この辺の経過をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の質問にお答えします。6ページの地方債の補正ということで、日野川右岸提線の補修工事に関わる部分の村債の限度額、900万から920万へと補正後の数字を上げさせていただいておりますけれども、こちらにつきまして当初の工事費が1,000万円で上げさせていただいております。村債の補助率が90パーセントという中で、900万の予算を上げさせていただいておりますが、実際に工事に掛かってみますと、1,000万を超える部分の費用が発生したというところで、そちらの負担工事費の増額分が9割の補助率、それを掛けまして20万を村債の方からということで上げさせていただいております。

工事につきましては、当初計画に上がっていなかった部分なんですけれども、今年の工事箇所と今年度の工事箇所、その擦り付けの部分につきまして、従来ですと上に塗り付けるような形で工事計画を上げておりましたけれども、そういったしますと今年度上塗りした部分についてが舗装の面が薄くなるということで、その工法を上塗りするという形ではなく、そこ切った部分でまた接続するといいますか、耐久性の関係等々加味して行いました。後は同じくなんですけれども、5号線との擦り付けの部分についての修正という所がありまして、機械代、人件費等がその分掛かってきたものによりまして、当初よりも工事費が上がってきたというところで、その部分の対応ということで、村債の方の20万円をプラスさせていただくというような内容でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員の質問にお答えします。うなばら荘の補助金についてでございますが、村民に還元するような企画ということでご提案をいただきました。先日の全協でもちょっとお話しさせていただいたかと思っておりますけれども、来年に入りまして2月末か3月そういった特別企画というようなものを今、考えている最中でございます。何かしらそういった村民に還元できるような、企画をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 松田議員の質問にお答えします。路線バスの運営負担金の件で
ございます。これの負担金はコロナの影響をもろに受けておりまして、乗車がかなり落ちており
ます。昨年度から今年度にかけて、かなり落ちておりまして、その落ちた分は当然行政が負担し
ていくと、ただし昨年度につきましては県がコロナ初めての年度でしたので、交付金によって県
がかなり補填していただけたと、市町村の負担を激増するのではなくて県がその分かなり負担を
していただいたと、今年度につきましてはその県の負担の部分が例年通りということになりました
ので、その分市町村の負担金が増えております。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えします。17 ページ 7 番土木費の住宅管理費、
施設修繕料の 78 万 6,000 円の件でございます。これは住宅を囲っております壁、擁壁の水抜き穴
から土砂が流失している現象がございまして、調査しましたところまあ、経年劣化で沈んでしま
ったことが原因なのかなと思いますが、雨が降った時に土砂が隣地に流れ出ておりますので、そ
れの穴を土砂が流出しないように、吸収剤みたいなのをはめて対応するという工事をさしてい
たくものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） この最初の右岸の関係なんですが、これはちょっと場所をもうち
よっとどの辺かということを確認に教えていただきたいと思います。場所。

それから総務課長、今うなばら荘の関係、できたら早い時期に村民にお知らせしていただきま
すと非常に喜ばすんで、なるべく早くお願いをしたいなと思います。

それから住宅管理費は 1 ヲ所なんですか、何カ所なんですか、これは。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の質問にお答えします。日野川右岸えん堤線の場所と
いうことではなく、工事の場所っていうことでよろしかったですか。はい、今年度につきまして
の場所なんですけれども、村道 3 号線よりも若干北側から村道 5 号線の、これも 100 メートルま
では行かんかと思いますがけれども、北側の所、そのくらいの所で今年度の工事を実施したとい
うところです。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 松田議員の質問にお答えします。なるべく早い時期に企画を具体化
して、村民の皆さんにお知らせしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の質問にお答えします。住宅の擁壁の穴の件なんですけれども、擁壁が66枚ございまして、それに対して4つつ穴が開いております。合計で264個の穴を修繕させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 3、4点ちょっとお聞きしたいと思います。わかるように簡単に説明えたらと思います。

まずあの、債務負担行為の補正の関係です、追加補正ということで3つ上がってきていますよね。何ページになるんでしょうか。5ページですか、ええでしょうか。これですけども、これどういような内容なんですか。一応令和4年から令和8年ということですので、多分国なんかのデジタル化の絡みで事業がじっしやの方にもおりにきとるんかな。その関連の負担金かなというふうには理解しておりますけれども、この辺りもう少し説明いただけたらなあと思います。

それから村道交差点改良工事の関係です。歳出の16ページになるんでしょうか。100万円の工事請負費の増額補正がありますけれども、この内容がもし、あるいは聞いとるんかも知れませんが1回、ちょっとよお覚えませんのでお願いできたらと思います。

それから17ページの津波ハザードマップの作成委託料減額補正です。470万余りの減額になっておりますけれども、説明いただいた中では、米子と合同で作成するようになったのでということだったんですが、以前も米子と合同で作成していますよね。ハザードマップ、ああゆうような形態の違ったものができるんかなあという感じでもなかったんですけども、以前一緒に多分同じような感じで、積算されとるんじゃないかと思っておりますけれども、ここで470万円からの減額補正になったのは何かほかに理由があるんでしょうか。

それと最後に教育費の関係ですけども、今回の補正でずいぶん多く減額補正がありますけれども、このあたりのいわゆる大事業、大まかなところで結構ですのでこういう事業ができんようになったんで、多分コロナの関係なのかなと思っておりますけれども、その補修事業じゃありませんけれども補修的にこうやなことでやとるんでというような、もし、工夫しておられるところがあれば、減額しつぱなしというんじゃないや到底子どもも必要な教育がなされてないという形になろうかと思っておりますので、それを説明いただけたらなあと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 井藤議員の質問にお答えします。5 ページの方の債務負担行為でございます。3 項目ございまして、まず、第 1 点目第 2 期鳥取県自治体情報セキュリティクラウド負担金、これはですね、現行のクラウドの更新となります。これはですね、官公庁専用の高度なセキュリティを有するシステムでございます。県と市長村が共同で運営していくものでございまして、今後 5 年間利用していくと、クラウドシステムでございます。

2 点目の第 2 期鳥取県インターネット回線費用負担金、これは現在もインターネット回線仕様しておるんですが、県が調達して市町村が使わせてもらっているという中で、今後は第 2 期のインターネット回線として県と市町村が共同で調達する回線となります。これも 5 年間でございます。

3 点目の情報セキュリティ強化対策事業負担金、これは役場の方のシステムでございます。先ほどまでは県、市町村で合同でやるものなんですけれども、これは 5 年前に導入しました情報ネットワーク機器の更新となります。今後、機器のリースであったり、保守の運用費が 5 年間必要となってまいりますので、この費用でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員の質問にお答えします。津波ハザードマップでございますが、こちら予算を組む段階で、これまではご承知のように 1 枚の紙に米子市と日吉津村が両方はいったものをお作りしておりましたけれども、米子市の方から今回は米子市、日吉津村それぞれ単独でやりましょね、という提案をいただいたものですからそれで単独でやった場合の金額を見積もりをして、それで予算を計上しておりました。そこで実際に作業する段階になりまして、また米子市とちょっと協議をしましたら、これだったらまあ、やはり一緒でもなんとかいいよということ言っておきまして、結果的にはこれまでどおりのかたちのものの成果品になると思いますけれども、そういったことで途中から共同でやるということで予算を落とさせていただいておるといってございまして、以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員の質問にお答えします。16 ページの道路新設改良費の工事請負費 100 万円についてなんですけれども、こちらにつきましては用地買収を行いました土地の内の、実際に交差点改良に係る土地以外の事業外用地につきましても、その箇所について舗装を実施するというので、100 万円の補正を上げさせていただいたということです。以上で

す。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の質問にお答えします。まず減額補正した内の子どもたちの教育活動に直接関わるところでございますが、18ページの沖縄交流事業負担金につきましては、減額をした上で組み直して2月に沖縄からこちらに訪問されるという予定にしております。今年沖縄に行けなかった子どもたちといっしょに、沖縄の子たちが来られてからいっしょにスキー教室なりを、例年よりはちょっと時間をたくさんとったり、交流の時間がたくさんとれるようにあるはいっしょに行動をする時間がしっかりとれるようにというふうな組み立てをしまして、補正をしているところでございます。

それから同じく18ページに金管バンド引率教員等負担金というのがございますが、これは金管バンドが中国大会で広島に行く予定にしておりました。これに関しましてはまだコロナでしたので、行かずに動画審査というのに切り替えまして、小学校体育館で動画をとりまして、それを提出して審査していただいたということに、実際には行かなかったけれども実際のコンテストの参加はしたという形で優秀賞をいただきました。ということです。

それ以外のところはおよそ研究会、研修会の県内あるいは西日本、中央に東京にとかいうふうな出張旅費負担金等を減額したものでございまして、これに関しましては各研修会等の主催者がリモートで半分以上実施しましたので、実際の研修は減額した上で半分以上はできているかなというふうに考えているところでございます。中には講師をお呼びして小学校で研修をするという予定もしておりましたが、これも実際にはリモートでしまして、旅費はなく謝礼だけで終わっているというよう形で、できるだけ内外の形をとった上で進めてきているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） もう少しお聞きしたいと思います。村道の交差点の工事の関係です。2号線の所かと思いますが、これ用地買収の関係ですか。

ちょっとその工事区間を当初予算にないところを広げてということだったんです。具体的にはどういふようなところなんですか。ということと、それと教育の関係なんです。だいたいのということでリモートで応用していただいたり、動画で審査があったり、それから行く予定が来てもらうような形になったりということで、だいたい当初の目的になるべく沿ったようなことで、工夫してやっていただいておりますというのをよくわかりました。この減額補正をまた増額補

正にするちゅうようなことは、まだちょっと期間がありますけんどうかかなと思ったんですけども、その点もし大丈夫であれば大丈夫だということを教えていただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員の質問にお答えします。ここの場所につきましては、村道と2号線の交差点部分の南東側の角になりますけれども、建物を取り壊しさせていただきまして、その部分の残地ということになるわけなんですけれども、その道路なり交差点等の事業外ということで、道路以外の部分についても用地買収をさせていただいた箇所がございますので、その部分についてを、この度の補正によって舗装をかけさせていただくということでございます。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。ご心配いただいておりますが、減額して元の予算減額しました。まあ、残りは国に返した事業のために残りがございますので、それで充分やっていけるという予定にしております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この予算書の11ページの部分で路線バスの運営負担金ということで、先ほど松田議員が質問をされたんですけども、いわゆる負担金の考え方も聞かれていたと思うんですよね。たとえば、赤字路線の延長の部分を市町村が負担するかですね、その辺の根拠が少し補足いただきたいのと、それから今の毎日ループですね、村内を走って、新しい路線ですがそれについての赤字だとは思うんですけども、その部分がどのように負担金に反映されているかということ、まああの細かくは難しいかと思いますが、その辺をお答えいただいたらと思います。

それから次に16ページの都市計画費の関係ですが、海浜エリアの活性化の検討委員について謝礼が減額されて報酬にうつっております。わたしの理解だと、報酬だと条例の審議会の方なんか報酬であって、そうでない場合は謝礼かなと思うんですけども、そういった点のこのちょうど8万4,000円移動されている趣旨、その点と、それからすでに今年度開催された検討委員さんについて、この辺のすでに支払われているかと思うんですけども、その辺の関係についてご説明いただきたいと思います。

それからもう1点、その続きにWi-Fiの回線使用料というのがありまして、これは補正でされ

ているんですけれども、いわゆる利用者のための使用料ではないのではないかと思うんですけれども、施設の管理上必要になって補正対応されるのかなという、その辺のことを補足説明をいただきたい。

それからもう 1 点最後ですが、21 ページあたりに教育関係でいろんな、たとえば運動会の補助金なんかも開催できませんでしたので、削減されていますが、この度計画されています音楽祭ですね、3 回目になるかなと思いますが、あれは村主催だったですかね、実行委員会主催だったかちょっと今その辺ははっきりしていませんが、要はあの音楽祭に皆さんが取り組まれているんですが、それに対する助成といいますか、支援といいますか、そういったものはわたしが失言しているかも知れませんが、必要ないのかあるいは会場費なんかは多分無償だと思うんですけれども、その辺の実施のための費用負担にいて補足をいただければ、以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員の質問にお答えします。まず最初に 11 ページの企画費の路線バス運営負担金、これ松田議員のご質問にお答えしたところなんですけれども、コロナの影響ということで、ほぼすべての路線で赤字となっております。先ほど毎日ループにつきましても、日の丸自動車と日交自動車それぞれ右回りと左回り運行していただいているところなんですけれども、こちらについても赤字路線となっております負担をしております。

この負担金の計算方法なんですけれども、現在国庫補助路線というのは日吉津の場合なくなつたんですけれども、日吉津だけで単独で走っているバス路線ございまして、米子市さんと共同であったり、大山町さんと共同であったり、でその路線ごとに計算をして、その市町村を走る距離に応じてそれぞれ負担をして、まとめて日の丸自動車さんと日交自動車さんにお支払いをするという負担金となっております。

つづきまして、16 ページの方の都市計画総務の方ですね、この 4 月から海浜エリアの活性化検討委員会というのを設置しました。昨年当初予算組む段階で委員会にするのかどうなのかというところまで議論が進んでおりませんで、当初謝礼で予定をしておったところ、4 月以降この委員会つくって要項を作って設置しましたので、そこの予算を報酬に切り替えるものでございます。現在 1 回開催しておりますので、1 回分だけ支出しております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。こちらにつきましては、海浜運動公園の Wi-Fi の使用料ということで、令和 3 年 10 月から令和 4 年 3 月分、月額 1 万 2,200 円の 6

月分ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員の質問にお答えいたします。12月19日日曜日に予定しております第3回日吉津村音楽祭に関しまして、この経費はすべて教育委員会事務局費から予算立てをしておるところでございます。実行委員会といっしょになって、実行委員会といっても演奏に参加して下さる方々ですけれども、といっしょになって相談しながら運営を進めていくという形でございます。

実行委員会そのものは、補助金の審査を受ける団体としてはまだそこになっておりませんので、主催はどこかといわれれば、教育委員会だという恰好になろうかというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今答弁いただいたんですけれども、路線バスのことについてはわかりました。もうちょっと聞きたいと思ったんですけれども、今ちょっと失言してしまいましたけれども、もう一つの17ページのWi-Fiについては確認ですが、これは要するに利用者サービスではなくて、施設の管理上こういうふうに中途から補正をされて、今対応をされるということなんですか。その辺をちょっとまあ、当初質問をしたんですけれども、その辺もう一度補足をお願いします。

それから前後しましたが、海浜エリアの検討委員、1回やったっていうのは1回報酬費で出して、このたびから要項をもって報酬にすることなんですか。その辺の確認ですね。以上お願いします。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員の質問にお答えします。1回行っておるんですけれども報酬の方から、ここの報酬の中にほかの予算もありますので、都市計画審議会とかの報酬もございまして、支払いは報酬で行っております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。すみませんこちらについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 暫時休憩しないといけん。時間かかります。後からじゃあだめですか。

（「いや、いいですよ、後からでもいいです。」）じゃあ、後からお願いします。もう1回あります。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇） 今の報酬の件ですけれども、要するに流用したということですね。流用して

対応して、報酬に変えますということですね。

はい、わかりました。路線バスのこと、なんかもうちょっと疑義があったんですけども、また聞かさせていただきます。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。3点ほどお願いします。はじめにちょっと、これは質問にはならないと思うんですけども、16ページですけれども、説明の欄が書いてありますけれども、これ、予算振りあてが反対じゃないかなと思って見させていただきましたけども、ちょっと見て下さい。

あと、質問です。9ページ歳入の方でコロナの総務補助金ですね、国からの補助金ですけれども、減額50万なっていますけれども、これはどういうことでこういうふうになったのかなということをお聞きします。

それから12ページ、今回、今新聞とか出ています福祉灯油というのがありますが、予算していただいたらよかったなというふうには思っておりますが、これの財源についてですけれども、説明資料で県が2分の1でしたかね、ちょっとこうあの、わたしなりに調べてみたら臨時交付金が灯油助成にも充ててよろしいということが出ていましたけれども、そういうことも考えられて1軒5,000円ということを出されたのでしょうか。それと財源振り当てが一般財源にあとなっていますけれども、それは臨時交付金とかでは充てれなかったということでしょうか。あとはまた、このことについては3月にでる特別交付金でも充てれますということがでていましたけれども、その点はどういうふうにお考えになったのでしょうか。

それから18ページ教育費ですけれども、教育振興費に負担金の中に、自治体国際化協会負担金というのが23万8,000円ありますけれども、これどういうものかをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金の50万の減ということですが、こちらにつきましては学校環境整備事業の感染症対策の減額になります。詳しく申し上げますと、学校保健特別対策事業費補助金445万、それから修学旅行等支援事業費補助金、県分ですがこれの5万の減額を充当の予定でしたんですけれども、これを減額ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 灯油関係は、橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員の質問にお答えします。先ほどの灯油の購入助成の財源についてのご質問ですが、以前からご説明させていただいておりますが、県の補助事業で生活困窮世帯の部分については該当になるということでそちらを充てさせていただきまして、残りにつきましては特交を充てるというようなかたちでの財源は予定をしております。今後の動向で、そのあたりはどの財源が適切かというところで、調整を図っていくという予定にしております。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の質問にお答えします。19ページ一番上の方の自治体国際化協会負担金についてでございます。これは具体的には、ALT外国語の小学校に配置しておりますALTの事務手続きをしてくれているのが、全国的にやっております自治体国際化協会というところでございます。

これは文科省、外務省、総務省の担当が集まって、外国のいろんな英語圏やフランス語圏とか外国語圏の各大使館等で募集をしたり、各出身国からの渡航費用であったりとか、ようなことをこちらの方が負担金として支出するという形になっております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中です。4点お尋ねしたいと思います。まず13ページです。第3款民生費の第1目児童福祉総務費の中の報償費ですが、複合型子育て拠点施設愛称検討委員会謝金1万5,000円となっております。これの内訳を教えてください。

次です、15ページ第4款環境衛生費の中の事業費として33万施設修繕料となっております。これは、どこをどのように修繕されるのでしょうか、お尋ねします。

その次です16ページ、同じく修繕ですが、第7款土木費第1目道路維持費の中に40万5,000円施設修繕料33万9,000円となっております。ここもどこをどのように修繕されるのか教えてください。

もう1点です。同じ16ページです。第7款土木費第1目都市計画総務費の中の報酬です。先ほ
どから話がありました海浜エリア活性化検討委員会ですが、どのような分野から何人で構成して
いらっしゃるのかを教えてください。以上です。

○議長（山路 有君） ちょっと、申し訳ないですけども、暫時休憩をいただきたいと思いま
す。再開は10時30分からです。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 河中議員の質問にお答えします。複合型子育て拠点施設の愛称
検討委員会、こちらの謝金のことにつきましてですけども、各関係機関保育所、児童館、民俗
資料館の関係者の方3名、それから公募の委員さん2名ということで計5名の方、1回の会議を
予定しておりまして、3,000円の5名分ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 河中議員の質問にお答えします。15ページ衛生費の環境衛生費のと
ころの施設修繕33万円の件でございます。これは村営霊園の修繕でございます。村営霊園の9
区画、昭和53年にできた区画でございますけれども、そこ150区画ございますが、経年劣化によ
りましてその水抜き穴から砂がもれている現象が生じてきております。その水抜き穴をふさぐ
作業をする経費でございます。150区画の二つずつ穴がありますので、300の穴をふさぐという作
業でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 河中議員の質問にお答えします。16ページの道路維持費需用費
施設修繕料で33万9,000円上げさせていただいておりますけれども、こちらの内容につきまし
ては村道の陥没の修繕等軽微な修繕等に係る費用でございます。これがどこをということでご
ざいましたけれども、年度当初に自治会要望等でありました修繕等の対応等ございまして、それ
で当初予定しておりました金額を、今後実施していく中では不足分が生じるということが考えら
れましたので、この度の補正ということで上げさせていただきました。今後の執行見込みという
ところ、現在の予算との対比の中で、このくらいは必要になってくるというようなところの金

額を上げさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 河中議員の質問にお答えいたします。16 ページの都市計画総務の報酬の海浜エリア活性化検討委員会についてです。メンバーは合計 7 名でございます。その内、3 名がキャンプ場の利用関係者、これはグランドゴルフ協会、ターゲットバードゴルフ協会、キャンプの利用者、それと松の管理に携わっていらっしゃる方が 1 人、それから子育て世代の方が 2 名、商工会が 1 名の合計 7 名でございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） よかったですか、小原課長は。

○議長（山路 有君） 全部答えたんちがう、まだ、ああそうだ、ごめんなさい。ちょっと橋井議員、先ほどの前田議員の質疑に対して回答できていない部分について小原総務課長の方から答えますので、小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。先ほどは失礼いたしました。Wi-Fi の回線使用料ということでございますが、こちらは海浜運動公園の利用者向けのサービスの向上の一環といたしまして、昨年度から始めたものでございますが、当初予算でのちょっと見込みの予算が誤りがありまして、その分につきまして、今回補正をさせていただくというお願いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 前田議員 3 回にもうなっていますので、とりあえずまだあったら、また後から聞いてやって下さい。そうしますと橋井議員質疑、はい、橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。1 点だけちょっと確認をしておきたいと思います。16 ページ、これは農林水産業費の所なんです、農地費のこの道路補修、農道の整備のところについてです。財源としては、県の方から鳥取県しっかり守る農林基盤交付金が国県支出金として入っております。先ほどの議案の質疑の中で、三島議員はこのことも指摘をされようとしておられたんじゃないかなと思うのは、まずこの節分の 18 のところの、しっかり守る農業基盤整備補助金、これは多分農業じゃなくて農林基盤の過ちじゃないかなというふうに思いますが、まずそこは多分違ってるんじゃないかなと思います。まあ、それは後で答えて下さい。

それでこれがだいたい通常でいくとこれが 50 万の補助金で上がって、それでこの次の下の部分

の農業修繕支援事業の補助金、これが84万5,000円にならんもんじゃないかなというふうに思うんですよね。それで県の補助金の50万をここで充当をして、その工事請負費の15万5,000円とこの農道の修繕支援の補助金84万5,000円で、合計100万を一般財源から出しますよという、これは会計のストーリーじゃないかなというふうに思うんですよ。そうすれば、なるほどこの支出論理はあってくるというふうに思うわけです。そのお金の行く末先が、これは齟齬があるのではないかなというふうに思う点が1点。

それと県から50万これはこれとしていいんですが、工事請負費としては15万5,000円がでて、しっかり守る部分では84万5,000円、ということになりますとこの請負は15万5,000円を請け負って、後は補助金の部分では農道修繕支援として出していくよということで、分離されているこの根拠、これ同じ事業でやられるんだけどこれをどうしてこの請け負い部分と、補助部分とで分けられて、事業項目を分断されているのかはちょっとわからないんですけれども、その点を答えていただけますか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の質問にお答えします。16ページの農地費の関連ですけれども、まずこの補助金の関係でございまして、しっかり守る農林基盤の間違いでした。訂正をお願い致します。こちらにつきましては84万5,000円ということで、こちらの内容につきましては改良区の方の施設の補修にかかる部分の補助ということでございまして、こちらについては負担割合の方が5割を県のしっかり守る交付金の補助金の方で回答させていただきますとともに、30パーセント部分については一般財源で、すみません、事業費の関係なんですけれども、残りの20パーセント部分については受益者の負担ということでございます。

その下の日吉津村農業修繕支援事業補助金、こちらについては新に今回上げさせていただきました補助金になります。こちらがしっかり守る交付金の該当にならない部分の農道の補修について、村の方が7割の支援をさせていただいて、3割部分については受益者の方にご負担をお願いするという内容で、今回50万上げさせていただいております。

その上段になります工事請負費につきましては、これは従来の制度の運用のものでございますけれども、5割部分については県の交付金、残りの5割部分については村一般財源からお支払いをするということで、そのところなんですけれども、この15万5,000円につきましては、これまで対応をとらせてもらっていた村道の陥没等のそういったようなところの修繕の部分でございまして、この部分につきましては今年度例年に比べてそういったような農道の陥没なり、水路の

補修というところが例年に比べて多いというところで、今回 15 万 5,000 円の支出を上げさせて
いただいております。

ここの 15 万 5,000 円と、その下段のしっかり守る農林基盤整備補助金 84 万 5,000 円、これた
して 100 万で収入の方に上げさせていただいておりますけれども、県からの支出金で 50 万、2
割部分を県の方から交付金としていただくという形です。[「なに、5 割、2 割って言われた。」と
呼ぶ者あり] 失礼しました、5 割です。5 割部分を県の方からいただくということでございます。
以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。大変答弁をされている方も、この割合の中がご
っちゃ混ぜになっておられるような気がしております。ちょっと、整理をしてみますと、まずこ
このですね、134 万 5,000 円の内の 50 万の日吉津村農道修繕支援事業補助金、この一番下の段で
すが、これは要するに県の補助金ではなくて、この 50 万のお金の根拠は村が 7 割、受益者が 3
割の比例配分で 50 万の計算になっているということは、村が 35 万円受益者が 15 万円ですよ
ね。それで 50 万円になりました。それでここはわかりました。

それでしっかり守る農業基盤というのの内訳は、50 万が県からはいつてきますので、残りの
35 万円の行方がどのようになっておるのかなということになって来るものですから、これはた
しか開会の時の説明の中で、なんか国が 50 で村が 20 で改良区が 30 だとかいう話も出てたん
ですけども、ここの残りの 35 万円の計算はどのようにして出てくるのかなということ、再度
ちょっと確認をしたいというふうに思います。

それで後、15 万 5,000 円のは農道用の排水路の補修工事だということで、これは先ほど
も村道の中でも説明があったんですけども、まあ陥没したりだとか傷んだりだとかいう所を直
しますよということで、15 万 5,000 円はわかりました。それであわせて 100 万円の内の県が、
いけません、ああいいか、これは節分の中で分ける必要もないですから、ここのあれですね、
農地費の中で使えるお金ですから、要するに 100 万農地のたとえば 50 万円を県のお金、それか
ら村が 20 万円、改良区が 30 万円でここに充当をして、後 15 万 5,000 円をどうするのか 84 万
5,000 円をどうするのかというところになっていくんじゃないかなというふうに思ったところな
んですが、その辺をもう一度はっきりしてもらえませんか。

というのがこれ、なんかまどろっこしいような、県の補助金がどこに化けているのかわかり
ませんし、村がどほどの負担をしゃこしてどこに充当しているのかということの、お金の行き先

がわからないのでそこをはっきりとお願いします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） まずこのしっかり守る農林基盤整備補助金の84万5,000円についてなんですけれども、これは事業費に対する8割の補助金ということで84万5,000円を上げさせてもらっております。事業費は105万6,000円が事業費、その内の8割部分についてを県が50パーセント、村が30パーセントということで補助をさせていただくというものでございます。

県の補助金につきましては、この工事請負費の15万5,000円としっかり守るところの84万5,000円、これが県の補助事業の対象ということで合計で100万になりますので、県の方から50パーセントの50万の収入を上げさせていただいておりますし、後、一番下の日吉津村道修繕支援事業補助金につきましては、こちらは対象外ということ、県の補助対象事業の対象外ということで、この50万円につきましては全額が一般会計からということでございます。

こちらにつきましても、事業費については71万4,000円、その部分の7割を村から補助金としてお支払いさせていただくということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。なんか分かったような分からんような説明いただきまして、ますます分からなくなりましたが、分からなくなつたではいけないので、このしっかり守る農林基盤の整備補助金の84万5,000円は先ほどの説明から伺いますと、105万6,000円の80パーセントが84万5,000円というようなことをいわれたのかなというふうに思うんですが、そうしていくとこの84万5,000円の内5割が県で3割が村で2割が受益者だったのか、改良区だったのかな、改良区だったんじゃないのかな。これがね、どうも最初の提案説明の時には、県が50、村が20、改良区が30だかつて聞いたような気がしたんですけれども、その辺の経緯が2転、3転しているようで、わたしの聞き間違いだったかも知れませんがそれでどういうふうにしてこれを、お金の出どころを按分されているのかが不思議、わからないのと、要は、まあいいです。農道用水路舗装修繕工事15万5,000円のこれは村が直接業者さんなりに発注をして15万5,000円を払う、84万5,000円と、どげんなあのかな。ちょっとまあ、あれですわここだけ聞いときますわ。134万5,000円はこれ富吉保全会に134万5,000円を支出をして、それで事業をされてということになるんですかね。その辺ちょっと聞いて終つときます。

多分なかなかこうあれですわ、はっきりわからないので、はっきりわからないのでと終わつてはいけませんけれども、まあ今後これ分かりやすいように、もっとしていただきたいなというふ

うに申し添えて言っときます。お願いします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の質問にお答えします。資源保全会の方へ補助金としてお支払いする部分は、この一番下の日吉津村農業修繕支援事業補助金、こちらが保全会日吉津村地域資源保全会の方に、補助金としてお支払いを想定させていただいておるものでございまして、この県の補助事業が対象とならないという中で、村独自で補助金を作ってお支払いをするというものでございます。以上です。

それと後 84 万 5,000 円につきましては、これはあの改良区の方に補助金として出させていたたくものでございます。もう一つの 15 万 5,000 円につきましては、村の方が直接支払うという内容のものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。わたくしもここはちょっと、こう言うのも聞くのも分からなくて今、同僚議員に聞いていただいて、橋井議員に聞いていただいて理解、まあ多少しましたけれども、先ほどの説明の中で。

○議長（山路 有君） ちょっと、ページ数を言って下さい。どこの。

○議員（4 番 三島 尋子君） 今の、16 ページの農地費についてです。負担金、よろしいでしょうか。134 万 5,000 円のところです。これの説明を受けましたけれども、これは下の分については、土地改良区に払う出していくものということを言われました。説明の中に受益者負担ということがありましたけれども、その受益者負担というのが入にはないので、ああどうしたのかなって思ったら、交付をしていくので受益者負担はあんなふうには入ってこないということで、そのところは確認させていただいていいですね。その理解でよろしいですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えします。しっかり守る農業基盤補助金の 84 万 5,000 円、これにつきましては事業主体が改良区になりますので、改良区の方で村の方からお支払いした部分についてを、対応をとっていただくということですし、その下の日吉津村農業修繕支援事業補助金については、保全会の方にお支払いするということで保全会が事業主体としてお支払いをしていただくというものでございます。いずれも補助金でございますので、事業者の方の方から村に入れていただくということはございません。以上です。

○議員（4番 三島 尋子君） 議長。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） いいでしょうか。要望があるんですけども、補正予算については説明資料があまりありませんけれども、こういうことがありますのでこういうのについてはちゃんと説明資料を付けていただくということにさせていただきたいと思っておりますけれどもよろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 答弁よろしいですか。説明資料は三島議員付いていますけれど。

議案 48 号についてほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 49 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 49 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。1点だけちょっとお聞きしたいと思ひます。事業説明の中で保健事業費の関係です。2ページの歳出の方の予算 4 保健事業費の関係なんですけれども、人間ドックですか、これが減ったんでということで 107 万円あまりの減額補正が出ていますよね。これ、まあ当初計画されとったよりも減ったということなんですけれども、これはいわゆる申請が減ったんでしょうか、あるいは予算の何件分ということで、積み立てられとった部分から減ったんでしょうか。

と申しますのは、わたしも人間ドック受けさしてもらったんですけども、非常にええですよ、1 年間本当に安心しておれます、これ受ければね。ですから多分、お年寄りが減ったのが多いんじゃないかと思ひますけれども、聞くところによるとコロナの関係で申請者数といひますか、あるいは申請しとったけれども減ったんか、そのあたりがようわからんのですけれども、このあたりちょっともう少し説明していただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えします。人間ドックはですね、年度

当初に申し込みを受け付けておりました、ただ、その後に途中で辞められる方もありまして、途中から申し込まれる方もあるということで、年度当初は225人分の人間ドックを予定をさせて予算化をさせていただいておりますが、その途中での異動、実際に予定した数だけの申し込みがございませんで、見込みは201名ということで見込みをさせていただきました。ですので、その分の減額ということで補正をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。225の申し込みがあったんですか。という中で201ですか、予算を組んでおられたのは225で申請を受け付けられたのが201、で201からどれだけ減ったんでしょうか、この減額補正されとるのは、これは何人分くらいが減るとるんですか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 先ほどの井藤議員のご質問にお答えします。225人分を予算しておりましたので、その分から24名分ですね、ですから201名からの24名分を減額させていただいたということです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 3回目ですのであれします。これ、まあ24名分減ったのでその分減額補正されたということですけども、これはいわゆる受診期間というのは人間ドック受ける期間というのは申請期間があるんですけども、これはいつ頃までに受診計画はなっているんでしょうか。

それともう一つは、この控えられたという理由ですよ、例年この程度だということだったらまあそうなんかも知れませんが、控えられた理由というのが一括してコロナの影響があらへんかということだったんですけども、このあたりは何かそちらの方で判断しておられるような部分、理由という特別な理由などがあればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えします。人間ドックにつきましては、現在、博愛病院さん、それから労災病院さん、白石医院さんと3院で行っております。それぞれに実施できる期間が定めてあります。医療機関の状況もございますので、確認してこの点につきましては、今、いつまでということがちょっとお答えできませんので、確認してお答えさせていただいたらというふうに思います。

受診の状況としましては、いつも予定しておりました数を受けていただいているということでは

なく、ただ、昨年につきましては特にコロナの、言われました影響というところがあって数が少なくなっているかなというところはあると思っております。

今年度につきましては、昨年ほどの数の少なさではなく、若干戻ってきたような印象は受けております。以上です。

○議長（山路 有君） 申し込みはもう終わっています。そこもちょっと答えて、申し込み。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） すみません、その部分につきましても、現在ちょっと申し込みはまだ可能かどうかというところも併せて、確認をして返事をさせていただいたと思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員、そういうことで後から答えるということですので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 50 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 歳入歳出の関係で歳入の方になるのでしょうか。普通徴収保険料の 200 万ほどの減額補正が今回出ておりますけれども、これについては説明いただいておりますけれども、いわゆる調定額の変更ということで、減額理由をいただいておりますけれども、これは具体的には向うの方の、いわゆる調定する方の額の実際に変更があったのでしょうか。あるいは、変更されとったのが調整がきいてなかったということなんでしょうか。どっちなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。この減額につきましては、額の確定に伴いましてこの額が決まりましたということで、定まった減額ということでございます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第51号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第51号鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今回の議案について、先日ちょっと伺ったらすね、いわゆる各構成市町村の議会で議決をしてから正式な協議なんだという説明を受けました。まあ、その辺でちょっと確認ですが、6月議会にいわゆる規約の改正について構成市町村から議決を得て、今回いよいよ財産処分という内容なんです、この間にいわゆる今回の協議書の内容について、とりわけ正副管理者会議あたりでどういうふうに、事前の協議がされたのかというのが1点ですね。特に村長に伺いたいんですが、事前の協議中で今回の処分について、他の市町の受け止めといいますか、その辺についてはそういう他の市町の受け止めと、日吉津村としてこの内容についての言及なり、経過の説明があったのかということですね。

それから一つの仮定としましては、基金を先日伺ったら1,000万円ぐらいということですが、あらためて現時点でこの基金がいくらあるのかということと、一般論としては仮にうなばらに負債が生じた場合、財産処分の場合には、その負債もいわゆる処分するということに責任があると思うんですが、その辺についての考え方をいただきたいと、ちょっとややこしい話ばかりかも知れません。以上、お伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、基金のことですが、けれども、先日前話しもさせていただきましたが、現在、基金の残高が1,084万3,000円ございます。それでこちらですけれども、基金はそれだけあるんですが施設廃止に伴います起債の繰り上げ償還といったものがありまして、これがおよそ2,000万円、それから廃止に伴いますリース料精算ということでこれが310万ほどございます。ですので、まだそれらを合わせて2,400万くらいの借金があるということになります。

で、これを納付金を収めますと、納付金が2,500万ですのでこちらの方で負債が処理できるん

ですが、納付金を免除にさせていただくとありますと、負債の方が大きくなります。基金が 1,000 万ということですので、逆に分配というよりもそれを負担するというような形になるんですが、これについては、うなばら荘からの財政調整基金の方から、こちらが今 9,100 万ほどあるということですので、そちらの方から繰り入れをするということに方針的にはなっているということです。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まあこれまで正副管理者会でのような議論があったかということなんですが、この備品の処分につきましては、特にこれまで正副管理者会の方では議論がないということでございます。その議論をするための今回、議案の提出ということになりますので、各構成市町村にこういった議論をしてよいですかということで同意を得て議論にうつるということですので、これまでは備品についての事前の協議はなしということになります。しいて言えば、事業者の募集要項の方に備品については事業者に譲渡するというふうに基本的になっておりますので、今回はその方針に従ってその細かい部分での議論をされるというふう思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） ですから先ほどの説明で、事業団からの納付金が払えない場合等についてはむしろ負債が残るということですね、それは広域の財調があるということなんですけれども、その辺の財調のからみというのはもう少しよくわからないんですけれども、ようはそっちから負担して、いわばチャラにするということでありませぬ。そういった理解で、その財調の 9,000 万ですか、という辺のことがちょっと気にはなるんでももう少し補足をいただければありがたいと思います。

それからもう 1 点、協議が今までないということはおかしいんじゃないかと思うんですよね。この議決をしたら、この議決をたとえば、いわば正副管理者会におまかせしてこの議決内容が変更になるということはないと思うんですよ。ですからあらかじめ、ある程度調整なり協議がされて、市町村の議会の議決を受けて、それをもっていわば形としては実質的にはこれで決定というのがこの議決の意味じゃないかと思うんで、それが今まで協議されてないっていうのは、わたしはどこに問題があるのかわかりませんが、なんか終盤の手續において少し瑕疵があるんじゃないかと思うんですが、その点について改めて村長はどんなふう感じられているかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。正副管理者会議におきましての議論ということでございますけれども、これまでも基本的な方向性として、土地については日吉津村から広域行政管理組合の方に譲与がされている。ただ、これが現在の老人休養ホームの用途でなくなった場合には、返還をしていただくというような規定ございますので、これに基づいて返還を日吉津村に対して逆に譲与をしていただくような恰好になるという方向性でありますし、また建物につきましては、西部広域の方から譲渡の相手方、株式会社ヤードクリエーションの方に譲渡をするという方向性でございます。

これは、これまでも皆様方にもご説明をしてきたところでございます。後、併せまして備品につきまして、現在広域の方でこの備品どれだけあるかということ、西部広域の備品を確認を事務的にされて、そしてこの備品についても、この度、今回の協議の方に上がってきているという状況でございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。財政調整基金ということですが、こちらにつきましては、西部広域の保有している財政調整基金というところぐらいまでの承知でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） なかなかこの議案質疑だけで、十分な議論ができないというのは思っていますけれども、最後ですから伺いますけれども、このうなばら荘については以前の在り方検討委員会の中でですね、平成27年ぐらいからすでに構成市町村から負担金は求めない。ただ、今後継続して運営するためには、日吉津村の負担のほかに構成市町村の負担も必要になってくるというようなことが分析されているわけですね。それで今回、この度の手続きによっていよいよまあ、譲渡、廃止ということになるわけなんですけれども、わたしが何を言いたいかというので、27年から構成市町村は要するに負担しませんよという中で、微々たることかも知れませんが、例えば基金がゼロになるという話なんですけれども、基金を構成市町村のこれまでの負担に応じて返還するというものの考え方ですね。一つのルールとしてはわからないわけじゃない。けど、もうすでに日吉津村がここ近年ずっと赤字補填してきていると、けれども構成市町村は負担金は払わないことが広域の方で決められていて、最後に基金を構成市町村に分配するというものの考え方がですね、わたしはどうも何ていいますか、金額の問題じゃなくて納得いかない部分が正直

あるんです。そういった点が果たしてどれくらい構成市町村と議論の上でこれが決められているかっていうのが、先ほどのお話しで正副管理者会でも特にそのことについては協議がなかったということについていうと、非常に正直いって不満だなと、向かう方向云々ではなくて最後の最後、このうなばら荘なり、指定管理なり、日吉津村がいわば経営責任みたいなものを持ちながら、最後にそこがもう少しきちんとした協議があるべきじゃないかという感じを、そういった気持ちが強いものですから、村長にはやはり、そこをやっぱりここまでやってきた日吉津村の姿勢とか趣旨とかそういった点を、他の町村長さんに、まあ分かっているよということかも知れませんが、もう少しどっかでそういう議論をした上で、最後の協議をすべきじゃないかというように思います。

他の町村からいえば、たとえば日吉津村がこの内容でよければいいですよっていうふうなことではないかなと思うんですよね。そういったことも踏まえて、その辺の最後のうなばら荘のいわば廃止の仕方についてはもう少し、当局で日吉津村として言うべきところがあるんじゃないかっていうことを思うんですが、その点について村長から今の考え方を、答弁いただいたらというふうに思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。その基金の分配方法等につきましてですが、これについては夏、春あたりから議論がありました。構成市町村の方にどういった分配方法がよいでしょうかということで照会があり、それに回答したわけでございます。それでおっしゃいますように、非常にその辺の今回の結論に対して思うところはありますけれども、村長の方もこれとは違う意見を、西部広域の方に、構成市町村の方に投げかけはしました。

ただ、結果的に他の構成市町村がやはり、ほとんどがこのやり方がいいということで、最終的な結論に至ったという経過がございます。決してこれで納得してたわけではないんですけれども、そういった経過を踏まえての結論だということをお承知おきいただければというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長です。今総務課長がご説明を差し上げたような経過があったということをお承知おきいただきたいと思っておりますし、まあ、非常に今年度もコロナの関係でうなばら福祉事業団、厳しい経営を強いられているわけでございますけれども、このあたりの負担金、毎年納付金ですか、支払いをしているわけですが、このあたりも引き続きましてこの広域の場

でも現状をお伝えをして、日吉津村の方に良い結果となっていくように伝えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほどの前田議員が質問の中で述べられたことをわたしも一般質問でこれまでにお聞きしてきた点ですけれども、今聞いてまして基金が1,000万ちょっとある。後、支払いをしないといけないということがありましたけれども、足らなくなったら広域の財政調整基金9,100万ですか、あるのでその中から支払って行くということだったと受け止めますけれども、この財政調整基金というのは広域組合全体のものでしょうか。うなばら荘がこだけあるということなんでしょうか。その9,100万というのはうなばら荘にもしあるというところだったら、なんか聞いてないなということを思います。それで充てられてきた場合にはもしかしたら、あと残る広域で組んでるうなばら荘に対する、負債というのはなくなるということですかね。後は財団法人うなばら福祉事業団が3月31日に閉めていくらあるか、負債が出てくるか、その清算は日吉津村が負わないといけないことだとは思っています。その点どういうふうになるのかなというのをお聞きしたいですけれど。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。まず、財政調整基金のことですけれども、先ほど前田議員にもお答えしましたように、詳しいところは正直把握しておりませんが、うなばら荘のだけのものではないというふうには思っています。それでこれにつきましても、まだ方針的なものではありますので、それが確定ということではないということをお願いしたいと思います。

また、納付金についてもこれもまだお願いはしている段階で、1月にならないとまだ決まりませんので、どうなるかわからないというのが現状でございます。それから先ほどの西部広域の負債はなくなるかということでは、議員がおっしゃるとおりでございます、西部広域のはなくなります。それから今度は、最終的に後ほうなばら事業団の負債の清算によって、どのくらいになるかということでの村の負担するのかという、そういった議論になってきます。以上でございます。

○議長（山路 有君） はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） そうしますと納付金の2,500万ですよ、それをどうしても納付

しなくてもいいという、そういう議決というか、決めていただくということが今大きいことかなというふうに思いますね。広域の方でもっていただくというとは大きいことじゃないかなと思います。それが最後に負債として、うなばら福祉事業団の方へ残ってくるわけですので、その点はよく広域の方で協議をしていただかないといけないなというふうに思います。それを重々をお願いしたいと思いますけれども、後あのこの割合ですけれども、もし仮に払わないといけないということになった場合もこの割合で出ていくわけですね。ここに基金の割合がありますけれども、仮に広域の方でこんだけしか見ませんということが決まった場合、仮に2,000万なり3,000万なりは、どうしても日吉津村でみてくださいということがあった場合に、広域からみられません。財政調整基金で出せませんということがあった場合は、ここにある割合でしていくということなんでしょうか。

それと、この割合というのは向うの規約を見ますと、80、20とかっていう人口に応じてということがほとんどそういうふうにはなっていますけれども、この決められたこの割合の率というのはいつの時点の割合でこういうふうになったんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） まずあの、支払う場合の割合ということなんですけれども、先ほど説明しましたように、今の段階では財政調整基金ということで補填すると、繰入れするということになっていますので、払う場合の割合についての議論はないです。ですので、今これが、もらう場合の割合といっしょかということでは、ちょっとお答えできないということになります。

それから割合がいつの時点かといいますと、これが27年まで負担金があったわけなんですけれども、当初から27年までの各構成市町村が支払われた実績、実績額に基づいて全体の何割かと、何パーセントかということで率が出ているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 質問最後になりましたけれども、規約のうなばら荘の割合はどうとかっていうことはないですね。決めてありませんね。うなばら荘っていう名前は出てないですね。福祉施設とかっていうのがあって、80、20、人口には応じてってということがあったんですけれども、どういうふうなこう割合で、どういうことで決まったのかなというふうに思います。

払うようになれば、これ見るとわかりますけれども米子市大きいです。半分はとっていますけれども、日吉津村が一番少ないですが、今の人口で言え日吉津村は最低ではないので、そこら辺と、課長の答弁聞いていましてまだこれ実際にどうなるかということのようなんですけれども、ここ

のところわたし大きいと思いますけれども、払わなくてもいいということになればこれはこれでいいですが、その点がわからないとちょっと不明だなと思います。

それと各市町の議員さんから、日吉津村はこれでいいかということを経済委員は決めるんだということをね、聞いてこられるんです。まだそこのはっきりとした説明も聞いてないので、なかなかわたしがやあそうしますっていうことは言えないですけれども、正副管理者会とか議員に出ておられる広域組合で、きちっとお話しをされているんじゃないかと思いますがということはいえますけれども、その点ですね、たいへん日吉津の出方がどうなるかということを見ておられるということのようです。

3月31日に閉めるということは決まっていますので、どっちかにしないとイケませんが、でも条例、規約廃止は決まったのに、この部分について今回出された議案についてだめですということが言えるのかどうかということ、そこら辺もちょっと苦慮します。どうしたらいいんだろうということを実際に思っていますけれども、広域に携わっておられる人というのはどういうふうにご覧いただけるんだろうということ、最後にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほども申しました払う場合ということですが、現段階では払う場合はないと思っておりますので、そちらで、もちろん払うということになれば大問題になりますけれども、そのような今認識をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど前田議員からのご質問の際にもお答えさせていただきましたけれども、負担金の関係については引き続き、訴えかけて、広域の中で訴えかけていく必要があるというふうに認識をしています。

また今回、議案としてこの財産処分について上げさせていただいているわけですが、こちらにつきましてはこれまでの過程の中でもご説明をさせていただいておりますように、西部広域行政管理組合としての、このうなばら荘の施設をどうしていくかという在り方検討がなされた上で、民間譲渡をしていこうではないかということになってまいっております。その上で民間に公募されて、やる気のある民間の事業者が手を上げてくれたということでございまして、それに伴いましてうなばらの条例廃止であるとか、規約の改正とかいう手続きもやっているわけですが

けれども、これまでもご説明をお話しをさせていただいておりますとおり、この今の状況としまして、この民間の事業者が手を上げてくださって、非常にやる気もあるし、この地域の活性化ということも考えて下っている事業者だというふうに捉えておりますので、ぜひこれは、この日吉津村の活性化にもつなげていっていただきたいという気持ちはありますし、そのためにはぜひこの村としてもうまくいくようにということで、今回の議案も上げさせていただいているところでございますので、ぜひそこはご理解をいただきまして、承認をいただきたいというふうに提案をさせていただいているものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。いよいよ、うなばら荘もお城の周りを兵糧攻めで佳境に入ったような感じになってまいりました。議案の第 51 号のこの表題の鏡の部分についてですが、これはまあ日吉津村長中田達彦氏からの提出でございます。これの提出者の氏名が多分、西部 2 市 7 ヲ町村、同じようなものが今定例会で諮られるというふうに思います。鏡が、提出者が違っているだけ、これをただ日吉津村のものだというふうに読み解くと、自分のところの条件やら、状況なりということに溺れてしまいがちだというふうにわたしは思っております。

それでちょっと、こまかいことでも最初に確認なんですけれども、譲与する財産のうちのこの富吉の 1352 番の 3、宅地の 351 平米、これはどこのものだったのかなあ、こういう土地がどこの位置にあったのか、ちょっとこの大きい部分は今吉の 218 は一番大きい土地だったんですけれども、これがどこの部分だったのかというのをちょっと確認をさせていただきたい。

それから今回の協議書の中のまあ 1、2 とあってですね、1 についてはうなばらについての土地関係。それと 2 番は財産の調書ということで、ここの 1 の中はこれを三つに分けてありますね、大きく、うなばら荘に関わる土地については、日吉津村にまず、譲与、それから建物および備品については別紙の記載するヤードクリエーションに譲与、譲渡、それから次は西部広域のうなばら荘基金の持っている現金の比例配分表、この三つです。ですから、日吉津に譲与します。次にはだれのだれべえに譲渡します。それから西部広域の 2 市 7 ヲ町村の財産配分は、基金の配分はこの比例配分表のとおりですよということで、もう 3 番の基金にはぬか喜びをさせるというような表が載っております。それはそれという概念で見なければいいかなと思います。

ちょっとまあ元にかえります。この大字富吉 1352 番の 3 宅地 351 平米これはどこの土地なのか。それとこの備品の部分とかですね、これらについてはもともと西部広域のもんですから、うち

でこんなもんだいたい議論する必要もない話なんですよ。それでついでのことですから、これ車がないんですけれども、車ってどういうふうに西部広域しようと思ってるのかな。マイクロバスやバン、その他営業車があったはずなんですよ。それとこの中の品名の中でわたしはたしかね、衝立とか絵画、版画はね、日吉津村が買ったもんだと思いますよ。まあ、その辺について3点。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問にお答えします。まず1点目の、富吉1352番の3がどこの場所にあるかということですが、うなばら荘の敷地がありまして西側の方に宿泊棟がございます。車庫棟があって、宿泊棟があります。それで道をはさんで西側の泉源の部分、あそこが富吉1352の3になります。

それからマイクロバスにつきましては、リースでやっておりますのでそういうことでございます。それから絵画とか版画とかいうのがございますが、それについては明らかに西部広域で買ったというものでございまして、たとえば絵画につきましては宴会場にあるものだそうです。それから版画については、洋室にある版画が3枚ということで西部広域が備品台帳に登録してあるものということだそうです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ながながと堂々巡りにしたっていきません。要するに今回これを2市7ヵ町村でこのうなばらの廃止に伴う財産処分について、ここで圏域の自治体の意見を集約して、もうこれで処分をしていくんだよという方向付けをまず今回して、そして次にはヤードクリエーションとのディティールの部分をつめていくということの経過になろうと思います。

それでわたしひとつあれなのは、提出日は12月6日に提出されるんですけれども、この協議書の内容の部分です、このまあ土地の日吉津村の土地、それから相手先ヤードクリエーション、それと財産の目録、現金の割分ということなんです、これをだいたいこの提出日で予想はつくんだと思いますけれども、この予定日程の設定なり云々ということの期日の概要が一向に表紙のこれが独り歩きすればですね、この協議書の内容の中には、日程ルートなり云々というものが一切みてとれないということが出てくるんですけれども、その点については西部広域の中で、その部分については何もなかったんでしょうかね。

たとえば令和4年の3月31日をもって云々だとか、それとか予定についてはこうこう、令和4年度の云々であるとか、期日規定がみてとれないんですけれども、これはずっと12月6日に決めてここで決定すればたとえば3月の終わりには、ここはたとえば何かのことでできませんで

したよということを、ずっとこれ引きずることができるんですよ。期日項目ないですから2ヵ月ずれました、3ヵ月ずれましたということが、この協議書には一切これ伺うことができない。その点についてはそういうことはなかったんですかね。以上の点。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問にお答えします。時期につきましては、はっきりとした記載が書けないというのが実際のことだと思いますけれども、募集要項には令和4年5月以降に現状有姿で引き渡す予定ですというところの記載に留まっております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） まあこれについては多分、そういうことであろうなということだと思います。うまくここは書かなかったんだと思います。西部広域にもう今の状況とすれば日吉津が最終的に補助金を投入をして、最終的にうなばらの最後の最後まで面倒見るかどうかということが、今現状として周りの町村は市長さんは見えています。

要するに日吉津の出方がどういうふうになるのかということが、最終的には結論の判断なんでよね。それでわたしが前にも言ったかも知れませんが、これには重要な備品は入っていますけれども、最終的にはヤフーのオークションに出せとはいいませんけれども、食器やら云々はヤードクリエーションさんのこの間説明があったんです。すぐわない食器いっぱいありますよ。それをオークションじゃないですけどもね、村民に還元されるべき備品で、昔の助役がわざわざ九州の伊万里まで行って、品定めをして、うなばら事業団のお金で買われたものもたくさんあったんですよ。まあ小っちゃなことかも知れませんが、少しは村民の皆さんにうなばらの有終の美を飾れるようなね、なんかそういうアクションを少しでも考えていただきたいということを、常々の一般質問やら云々も言ったわけでありますので、その辺は最後、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。まあ、その辺の所見でもあれば伺っておきます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の質問にお答えします。備品につきましては議員おっしゃいますように、西部広域が備品台帳に登録してある2万円以上のという、伺っておりますけれども、その備品をあげてあるだけでございます。おっしゃいますように それ以外にも消耗品という扱いになりますけれども、さまざまなものがあるわけでございます。それについて基本的にはそのままの形で譲渡ということになるんですけれども、一般財団福祉事業団で買ったものもあるように今整理をしているところです。その振り分けをしているところでございます。それについ

てどういう処分に、方法にしたらいいかということも西部広域と併せて今検討している段階でございますので、議員のおっしゃいますようなことも配慮しながらこれから処分を行っていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 52 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 52 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。52 号単独という質疑になりますか、あるいはおなじ形態なんですけれども。

○議長（山路 有君） いや、52 号です。

○議員（2 番 井藤 稔君） 52 号だけのですか。

○議長（山路 有君） 1 議案ずつ分けておりますので。

○議員（2 番 井藤 稔君） ふうん、そうですか。なら、トータルで聞きたいのは後がよろしいですか。

○議長（山路 有君） 今がいい。

○議員（2 番 井藤 稔君） すみません、ちょっとお聞きしたいことがあったものですから。先日の説明をいただいた中で、この審議会の委員を委嘱する基準は何かあるでしょうかということをお聞きしましたら、現時点ではありませんということだったと思います。それで次のような団体からということで、ここに書いていただいておりますように日吉津村の老人クラブ以下の団体から合計 7 名ということで、あと 52 号から 58 号まで順次合計 7 名の方が、こうしてあげていただいているということなんですけれども、人についての委嘱基準はないということなんですけれども、このなんぼの団体になりますかね。1、2、3、4、5、ああ、ちょうど 7 つですか、7 つの団体から選ばれたという、その中から 1 名ずつということなんですけれども、これはなんか特別な理由はございますでしょうか。まず、それをちょっとお聞きしてみたいと思いますし、それについ

ては、ここの 52 号の中にもありますように日吉津村温泉利用条例の第 5 条の規定によりということになっております。この規定の内容と併せてちょっとご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員のご質問にお答えします。まず、この 7 名の候補者の方の選出の基準ということで、7 団体を基準として上げさしてもらっている根拠ということなんですけれども、これ前回のこの温泉審議会委員の選出にあたっての選出依頼団体というところを、前回の選出をさせていただいた際の、依頼させていただいた団体 7 団体を基準にお願いさせていただいたところなんですけれども、前回から時間がたっておりますので、すでにその団体が活動されていないというようなところもございましたので、そこにつきましては前回というところにはなりませんので、温泉に関するところ、関係する団体というところで選出いただいたというようなところがございます。後条例の関係なんですけれども、温泉審議会の委員は 7 名とし村長が議会の同意を得てこれを委嘱するというところが、日吉津村温泉利用条例の第 5 条に記載がしてございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。まあ概ねそういうことなんだろうと思いますけれども、であの、ここの議案書の説明の中で提案理由及び概要の理由のところですね。新たに温泉の利用を申請する事業者の可否を決するにあたり、その内容を審議するためということでもありますけれども、これは現在進行中の事業者も含まれるという形になりますでしょうか。

それに現在進行中の、ありますよね。事業者を進められておるのがありますも、それも含まれるということなんですか。あるいは将来を見越して、というのはずっと説明受けておりますように、土地の所有権と温泉源は村に残すということで話進んだと思います。

ですから、これはあくまでも現在進行中の業者はその内のひとつなんだ。将来ほかにも事業者が入ってくる可能性があるので、それも見越してこの審議会で審議してもらう諮問機関として設けるんだということなんですか。

それからこの温泉審議会をつくるにあたって、あらたに審議会を設立する。もう、まったく変わりますよね、今まではうなばら荘ということで、指定管理団体の温泉利用についての検討というようなことが主だったないかと思っておりますけれども、今度まったく所有者が代わってくるわけでありまして、建物自体も、それから温泉源と土地は村にあくまでも残すということですので、

新たな展開もやっぱりこの審議会には期待されとるということなんでしょうか。そしてこれに関する個別の審議会条例なんかは必要ないんでしょうか。この点ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長です。この度、この温泉利用条例の第5条に基づきまして、この温泉線審議会の委員を委嘱させていただきたいということで、議会の同意を求めるということで議案あげさせていただいております。率直に申し上げますと、現在うなばら荘の施設譲渡が進められている中で、新たな事業者が、まあこれでは西部広域うなばら荘としてこの温泉を利活用してきたわけですけれども、今度は者が代わってくるということが想定をされますので、そのことに対しまして、審議をいただくというような想定でこの度この委員を委嘱をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。そういうことで、新たな展開も予想されるということでの理解でよろしいですかね。その上でちょっとお聞きしたいんですけれども、これ7団体あります。まあ、一番状況がわかるとる村の執行部の皆さんですので、選定に抜かりはないとは思いますが、わたし一番気になりますのは、今までこの温泉を一部管理していたうなばら事業団の方ちゅうのは、この中には選定になってないんじゃないかと思えますけれども、そういうような、一番今まで一生懸命やられて、結果的には現在のような状況になつとるわけなんですけれども、村民が喜ぶ施設としてということもあるわけでありまして。

そういうようなことで、それが一番よくわかるうなばら事業団、元ちゅうことになるかも知れませんが、そういうような中からやはり一人ぐらいい選任され、したらどうかというようなご意見はなかったんでしょうか、あるいはそういうようなお気持ちはありませんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この度7名の委員をお願いをしたいということでございますけれども、その団体を申し上げますと老人クラブ連合会、それからクリーンパークを守る会、あの環境の松林の環境の活動をしておられる団体、社会福祉協議会それから自治連合会と商工会と地元自治会、後は県の環境部局の方から1名をお願いをしたいということで提案させていただいております。このうなばら福祉事業団につきましては、今お願いをしたい方たちというの

やはり村民の方が中心でございまして、やはり利用者、利用される方たちにご意見をいただく、あとは県の方から専門的な見地でご意見をいただくということを想定をしております。このうなばら福祉事業団につきましては、このうなばら荘の運営をするために村の方で設立をした団体ということでございますので、必要に応じてそこはこちらの方から情報提供をしたりということと、そのあたりは考えているところでございます。あくでも村民の方あるいは専門的な見地をいただくという観点から人選、団体の選定をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第53号

○議長（山路 有君） 日程第9、議案第53号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第10 議案第54号

○議長（山路 有君） 日程第10、議案第54号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第11 議案第55号

○議長（山路 有君） 日程第11、議案第55号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 12 議案第 56 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 56 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 13 議案第 57 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 57 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 14 議案第 58 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 58 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 01 分 散会
